

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號一第 卷十第

行發日一月一年九正大

論 說

温情主義と労働問題……………法學博士 田島 錦治

手數料決定上の二問題……………法學博士 神戶 正雄

モリスの文明觀と藝術觀と労働觀……………法學博士 河田 嗣郎

所帶統計概説(二、完)……………法學博士 財部 靜治

キヤナンの富の概念に就きて(一)……………法學士 石川 興二

時事問題

智識階級の解散……………法學博士 戸田 海市

朝鮮の財政獨立に就て……………法學博士 小川 郷太郎

雜 錄

生活費の組織的研究の必要……………法學博士 山本美越乃

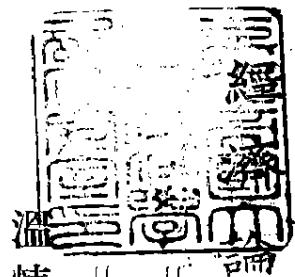
判任官生活の實狀……………法學士 汐見 三郎

獨逸大銀行の取引所仲立業に就きて……………法學士 大森 研造

我國に於ける新ブルジョア階級の成立(二、完)……………圓 谷 弘

カンニンガム博士逝く……………法學士 本庄榮治郎

京都帝國大學經濟學會第一回講演會記事……………



叢

第十卷 第一號

總卷第五十五號

大正九年一月發行

論

說

温情主義と勞働問題

田 島 錦 治

近頃勞働問題を論議する者の論調を察するに、略之を二に大別するを得。其一は我國に於ては雇主と雇傭勞働者との間に、古來よりの親密なる主從關係か猶保存せられ、外國には見るへからざる温情主義か行はれつゝあり、然るに外來の思想は、經濟學者の鼓舞に依り、又は社會論者の煽動に因りて、漸く此關係を打破し、此主義を破壊せんとす、實に痛心の至りなり、凡そ社會上及び經濟上の問題は國に由りて其事情を異にす、從て之か解決の方法も亦自から異ならざるを得ず、勞働問題も亦然り、我國に於ける勞働者對雇主の主從關係及び温情主義は之を維持し、且之を一層發達せしめて、以て我國固有の美風善俗を大成せざる可からすと論ず。其二は此第一説を以て時世の變遷を解せざる頑迷固陋の説と爲し、夫の主從關係の如きは封建制度及び君主專制の

論說 温情主義と勞働問題

第十卷 (第一號)

一

時代の遺習に過ぎず、又夫の温情主義の如きは小規模なる家内工業か専ら行はれたる時代に行はれたるに止まり、現時の如き自由平等の主義か政治社會經濟の各方面に普及し、大規模なる工場組織の産業か最も其威力を逞うしつゝあるに方り、雇主と労働者とは法律上同等にして何等主從關係あるべき筈なく、而して其經濟的地位の懸隔は日に甚くして温情主義は日に其存在を失ひつゝあり、又之を保存すべき理由あるを見ず、何となれば労働者對雇主の關係は絕對的平等にして前者か其労働の報酬即ち勞賃を得るは彼の權利にして承認に非ず後者か之を與ふるは其義務にして施恩に非されはなりと論ず。

余の見る所を以てするに、此兩説は各々眞理に合する所あれども、亦各々偏倚する所ある如し。第一説か労働者對雇主の關係を以て國に由り其事情を異にすと云へるは甚た可なり、又我國に固有の美風善俗あり、吾人は之を保進せざる可からすと主張するは亦贊嘆を値す。然れども若し第一説にして往昔専ら行はれたる小規模の家内工業者に見る如き主從關係及び家族的温情主義か現時の大規模なる工場鑛山及び運輸の諸業に従事する企業主對労働者の間にも行はると思考し、又は行はしめざるへからすと主張するならば、余は第二の論者と共に其頑陋を笑はざるを得ず。

然り而して第二説は亦幾多の誤謬缺點を含むものゝ如し。論者は主從關係なる語を解すること甚だ狹隘嚴格に過ぐる如し、何となれば現時我國に於て如何に高給を受くる番頭も第三者に對し

て其雇主を指して主人といふは一般の慣例なればなり。若し主従關係を以て主人と奴隸との關係なりといは、是れ固より今日に通用せざる説なれども、社會の慣例は今も尙ほ師を上とし弟子を下とし、兄を上とし弟を下とする如く、雇主即ち命令者を上とし、雇人即ち受命令者を下とするなり。人は皆平等なりといふ事は正しと雖、父と子とは平等なりといふを得ず。人なる大種別に就て概説すれば凡そ人は皆平等なりといふを得、然れども父子なる小種別に就て見れば父と子は平等といふを得ざるなり。之と同様に生産階級なる大種別に就て概説すれば企業者も雇傭労働者も平等なりといふを得、然れども雇主と雇人との小種別に就て見るときは二者平等なりといふを得ず。之と同様に雇傭労働者の中に就て見るも番頭は上にして手代丁稚は下なり、技師は上にして技手は下なり、職工長は上にして職工は下なり。勿論彼等は人としては平等なり、國民としては平等なり、生産階級としては平等なり、謂ゆる法律上は平等なり。彼等相互間の契約は自由にして平等なり。然れども一企業の下に在りて共同して生産に従事する場合に就て考察するときには命令者と受命令者との別は確立し、上下の分は嚴存せざる可からず。若し然らずして手代小僧は一圖に自己を以て番頭と平等なりと考へ、職工及び技手は自己を以て工長及び技師と平等なりと考ふるときは、其結果は規律の紊亂となり、協力の不調となり、生産の弛廢となりて、啻に其企業を失敗に歸せしむるのみならず、社會上に大なる悪影響を惹起すべきなり。

余は一學究にして固より資本者階級に屬せず、又通常の意味に於ける労働者階級にも屬せず、故に此兩階級を批判するに就て最も公平なる立場に在りと自信す。而して余は國民經濟を研究の目的とするか故に、消費者階級の利益を先にし生産者階級の利益を後にす、又國民の多數を占むる労働者の幸福を首とし少數なる企業主の利益を次位に置くか故に、余は寧ろ雇傭労働者の味方なり。余は味方なるか故に徒らに詔諛し又は煽動するを敢てせず。廣き意味よりいへば余も亦一の労働者なり、政府の雇人なるか故に雇傭労働者なり。研學者としては先生も弟子も平等なり、然れども學校に於ては先生は上にして弟子は下なり、先生は弟子を愛し、弟子は先生を敬するか故に、學校内の規律は立ち、研學の實は擧かるなり。之と同様に一の企業内に於て企業者は労働者を優遇し、労働者は企業者を敬愛し、上級労働者との間も亦斯の如くなるときは、其企業内の規律は立ちて生産の効果は大なる可きなり。

世の労働者の味方と自稱する徒輩の中には自由平等の眞意を解せず、又は之を曲解して多數の薄給労働者を煽動して、高給者を疾視せしめ、資本主企業者を敵視せしめ、危険思想を鼓吹し、過激行爲を致唆する者なからず。嗚呼此等徒輩は謂ゆる獅子身中の蟲なり、労働者階級の敵なり、社會の敵なり。

余か曩に述べたる生産階級として労働者と企業者とは平等なりとの意見は言外に此兩者が相互

に味方となること、及びなるべきものなることの意味を含む。現時の産業組織に於ては労働者を離れて企業者あり得へからず、又企業者を外にして労働者あり得へからず。唯夫の至て小規模なる産業に於て、企業者が労働者を兼ねて、一人の助手をも使役せざる場合無からずと雖、此場合は重要に非ざるか故に暫く之を度外に措くも可なり。故に余は生産階級として常に企業者と労働者との共同存在を前定す。此共同存在を前定するときは此兩者は亦互に味方にして決して敵に非ざるべき筈なり。否敵たるへからずして味方たらざるへからざるなり。

前述の如く一企業の内部に於て企業者と雇傭労働者との關係は、たとひ往昔の如き主従關係はなくとも、依然として上下の差等あり、而して彼等は互に相倚り相扶けて共同に存在し繁榮すべき味方なるに於ては、彼等の間に温情主義は行はれ、及び行はしめざるへからざるの理は明白なり。抑も人か禽獸と異なる要點は二つあり、君臣父子夫婦兄弟師弟等の差別あること其一にして、此等の相互間に忠孝慈愛信義恭敬等の温情あること其二なり。差別は譬へは頭胸腹背四肢内臓の職司を異にするか如く、温情は神經血管の全身に普及するに似たり。故に之を小にして人か家族を組織するや、父子夫婦兄弟の差別立ちて、慈愛孝悌節義の温情は起る。之を大にして人か國家を成すや、君臣の分又は治者被治者の差別は立ちて、忠君愛國恤民の温情は行はる。故に人か財貨の生産を爲すや企業者労働者の差別立ちて、彼等の間に或種類の温情の行はるべきは蓋し

想像に難からざるなり。

蓋し夫の舊時の小規模なる家内工業に於ては業主と職工及び徒弟との關係は、恰も親子の如きものにして、各職工各徒弟間の關係は恰も兄弟の如きものなりしなり。而して斯の如き家族的温情主義か現今も尙ほ多くの小規模なる産業に保存せられつゝあるは吾人の看過すへからざる事に屬す。第二説か此事實を看過したるは固より過まれり、而して此説か大規模なる産業に於て全然温情主義の行はれざるか如く説き去るに至りては人類を禽獸視するに近きものにして、余の極力排斥せざる可からざる大謬論なり。

夫れ温情に個別的温情あり、合衆的温情あり。父か子を愛し、夫か妻を愛し、弟子か師を敬し、子分か親方を敬するは個別的温情なり。個別的温情は漸く進みて合衆的となる、即ち父か己の子を愛する心を推し擴めて他人の子に及ぼし、凡て父たる人々は凡て子たる人々を愛するに至る、斯くして凡そ父たる人々は凡て子たる人々に義務教育を受けしむることに同意し、義務教育を畢らざる者は之を工場に使役せざることに同意し、又は義務教育を畢りたる子を工場に使役する場合に於ても或一定の年齢に達するまでは長時間及び夜間の勞務に服せしめざることに同意するに至るへし。是は即ち凡て父たる人々の合衆的温情なり。

夫か妻を愛するは個別的温情なり、而して凡ての夫たる人々か凡ての妻たる人々を敬愛し、彼

等か工場其他の勞務に服する場合に於て、男子よりは辛苦少なく又は時間短き勞務に服せしめ、夜業を禁し、産褥期の前後の勞務を禁するに同意せは、是亦凡ての夫たる人々の合衆的温情なり。親方(業主)か子分(職工)を愛するは個別的温情なり、而して凡ての企業者たる人々か凡ての労働者たる人々を敬愛して、彼等を優遇し保護することに同意し、例へば彼等を保護すべき工場法の制定又は之か改正に同意し、之か完全なる施行を努め、労働者の疾病災害老廢及び失職に對する保險救済に向て最善の力を盡すことに同意せは、是れ亦凡ての企業者たる人々の合衆的温情に外ならざるなり。

企業者階級にして斯の如き合衆的温情主義を發揮せんか、労働者階級も亦必ず同一の主義を以て之に酬ふへし。何となれば人は禽獸と異にして、温情を有し、而して此温情は個別的より合衆的に、小なる合衆的より大なる合衆的温情に進歩すべき傾向を有するものなればなり。例へば一工場に於ける労働者か團結するは小なる合衆的温情の結晶なり、一地方に於ける同種の労働者か労働組合を組織するに迫ひて、稍大なる合衆的温情の結晶となる。一國に於ける同種の労働者か聯合労働組合を作り、及び異種の労働者か労働者聯盟を成すに至りて、頗る大なる合衆的温情の結晶となる。企業者の側に就て見るも亦然り、同種の企業者か或は一地方を通し、或は一國を通し、或は異種の企業者を通して企業者組合を組織するに迫ひて企業者間の温情主義は益々大に合衆的に

進歩すと謂はざる可からず。然れども若し此等の團結にして反抗的敵對的のものなるに於ては一方の温情は他方の冷情と相殺して其結果は弱肉強食に非されは兩虎相搏ちて共に傷くの禽獸道に陥ることなきを保せず。是故に企業者組合及び其聯合體と労働組合及び其聯合體とが相互に和衷協同して爭議を未然に防ぎ、又は之を和解調停し、企業者労働者共同の利益を進め、同時に一般消費者の福祉を害することなく、之を増進するの機關とならば、是れ最大最善なる温情主義の結晶と謂ふべきなり。夫の國際労働會議の如きは斯く如き温情主義の産物にして、且此主義を國民的より世界的に擴充せんとするものに外ならざるなり。是に由て之を觀れば第一説は小なる家族的温情主義に執着するものと謂ふべく、第二説は大なる國民的世界的温情主義を忘るゝものと謂ふべきなり。

然りと雖温情主義は決して一切無差別的平等的に擴充するを許さず。例へば己の子を愛する人の子を愛するとは自から差別あり、己の妻を愛するとは他人の妻を敬するとは自から差別あるか如く、一企業者か其雇傭労働者に對する關係は他企業者の雇傭労働者に對するよりは一層親密ならざる可からず。同種企業に屬する人々の關係は彼等か異種企業に屬する人々に對するよりは一層親密ならざる可からず。同國の生産者相互の關係は彼等か異國の生産者に對するよりは一層親密ならざる可からず。吾人か外國よりの輸入品に對して高率關稅を課し、以て内地の幼稚なる産

業を保育することに同意するは、即ち吾人か内地生産者に對する合衆的温情なり。之と反對に既に發育を遂げて外國の競争に堪へ得るに至りたる産業の生産者か自から進んで關稅の撤廢に同意せば、是れ彼等の一般消費者に對する合衆的温情の發露と謂ふべきなり。之と同様に、一地方の企業者か他地方に對抗して其地方産業の隆昌を謀らむか爲に互に相團結し及び彼等の労働者と協力するは人情の自から然らざるを得ざる所にして、斯くして各地方の産業者か互に勵精し競争するときは結局國民全體の福祉を増進する結果を生ずべきなり。

一 企業者か其雇傭労働者に對する關係は他企業者の雇傭労働者に對するよりは一層親密なるべきは前に述べたり。故に各企業者は自他の雇傭労働者に對して廣範圍の合衆的温情主義を發揮すると共に、各自の雇傭労働者に對して一層親密なる小範圍の合衆的温情主義を發揮せざる可からず。例へば彼等か各自労働者保護法の規定を忠實に遵奉するは廣範圍の合衆的温情なり。各自か其労働者に對して法律の命する所に依らずして自發的に特別優遇の道を講じ、例へば利潤配分法を採用し、利潤の一部を積立て、労働者の疾病災害老廢及失職に對する保險資金と爲すか如きは、小範圍の合衆的温情なりとす。此場合に於て余か合衆的の語を用ふる所以は温情を受くる人々か多數の労働者より成るか故なれども、現時の大規模なる産業に於ては株式會社の組織及びカルテル又はトラストの如き企業合同か盛んに行はるゝか故に企業者は多數の重役及び一層多數

なる株主より成るを常とす。故に一企業に屬する此等多數の企業者か同心一意労働者の愛護に向つて努力せば、此合衆的温情なる語は最も意味あるものとなるなり。

一の企業に屬する企業者又は其團體か其雇傭者一同に對して前述の如き合衆的温情を加ふるに於ては、後者は前者に對して勤勉節約忠實從順を以て之に酬ふ可く、即ち温き手は温き手と相握り、温き情は温き情と相投合すべく、而して夫の忌むべき同盟罷業、怠業、工場閉鎖、一般解雇の如き爭議は之を防止するを得て、企業者と労働者との共同の利益は爲めに増加し、一般社會も亦其福祉を増進するを得べきなり。

余は本誌の前卷の終冊に於て『労働と資本との根本的協調』なる小論文を掲げて報恩主義を鼓吹したり。今や本卷の首冊に於て『温情主義と労働問題』を論ず。論調は異なれども趣意は一に歸す。資本主企業者は生産上に於て労働者の恩を承け、労働者は亦資本主企業者の恩を承くるか故に、兩者互に此恩を感じて且之に報ゆる所なかる可からず、合衆的温情は即ち此感恩報恩の行なり。報恩にも亦個別的と合衆的との別あり、例へば雇主か各労働者に契約上の勞賃を與ふるは個別的報恩なり、而して一般に彼等を優遇する設備を整へ制度を定むるは是れ合衆的報恩なり。労働者一同か協心同力して雇主の優遇に酬ゆるは是亦合衆的報恩なり。而して雇主と労働者とか和衷協同して低廉且優良なる生産品を出して一般消費者を利益し、同盟罷業、獨占、買占等の不正

手段に由り單に一階級の利益を謀りて他階級又は一般社會の利益を犠牲に供せしむるか如き事なきに於ては、是れ生産者階級か合衆的に國家の恩及び社會の恩に報ゆるものと謂ふべきなり。然れども報恩の説は外國の學者之を口にするもの至て稀に、而して我國の論者は今や公然として温情主義を無用とする者甚だ多し。彼等は單に勞働權を叫び同盟罷業權を唱へ、階級鬭争を論し優劣敗を説く。焉ぞ知らんや東洋特に我國古來の道徳は權利を主張するに先ちて義務の履行を重んずることを、而して此の美風は吾人の極力之を維持せんと努めざるへからざるものなり。階級鬭争及び優劣敗の説の如きは人を人として取扱はずして動物として取扱ふより起る謬説なり。蓋し人は禽獸と共に動物なる大種別に屬するか故に、人類間に於ても禽獸間に於ける如き鬭争あり優劣敗あるは固より免かれず。然れども人は萬物の靈長にして良知良能を具へ己れを愛して更に人を愛し、又此愛を推して物を愛するの美德を有するものなり。故に人類は鬭争を惡みて平和を喜び、老弱を恤みて強暴を懲らすを欲す。偶ま階級鬭争優劣敗の事蹟ありと雖、是れは動物の一部にして未だ神と爲らざる人類に免かれざる所なり。要するに文明の進歩は世界の平和人類の輯睦に向ひつゝあるなり、否吾人は天より稟けたる良知良能に従ひて之に向て進むべく努力せざるへからず。然らば則ち夫の階級鬭争説や優劣敗説は人類進化の一面即ち暗黒面を見て光輝面を遺れたる者と謂ふ可し。人類か個別的報恩より合衆的報恩に進み、個別的温情より合衆的

温情に進むは是れ人類進化の光輝面なり。來れ我國の労働者階級及び企業者階級よ、盍そ亟かに暗黒面を去りて光輝面に向はざるや。